

# グッドデザイン賞開催要綱

制定 令和7年3月24日

この「グッドデザイン賞開催要綱」は、グッドデザイン賞事業の基本的な事項を定めたものです。  
この要綱に基づき、以下の要領を定めています。

- ・グッドデザイン賞応募要領
- ・グッドデザイン賞審査要領
- ・グッドデザイン賞受賞展開催要領
- ・Gマーク使用要領

## 1 グッドデザイン賞とは

公益財団法人日本デザイン振興会が主催するグッドデザイン賞は、豊かさや持続可能性に満ちた生活と産業そして社会の実現を目指し、グッドデザイン賞の理念に基づいた公正な審査を行い、賞賛すべき優れたデザインを選び広く推奨する活動です。

この活動は1957年に誕生した通商産業省による「グッドデザイン商品選定制度」を前身としたものです。

## 2 グッドデザイン賞の理念

グッドデザイン賞は、「優れたデザイン」を選び推奨することで、今後のデザインを実践していくための良き見本を提供し、次なる社会に向けた「創造の連鎖」を生み出す基盤としての役割を果たします。グッドデザイン賞が示す「優れたデザイン」とは、以下の理念を志向するデザインです。

人間 (HUMANITY)	もの・ことづくりを導く創発力
本質 (HONESTY)	現代社会に対する洞察力
創造 (INNOVATION)	未来を切り開く構想力
魅力 (ESTHETICS)	豊かな生活文化を想起させる想像力
倫理 (ETHICS)	社会・環境をかたちづくる思考力

## 3 グッドデザイン賞の活動

グッドデザイン賞は、以下の活動から構成されます。

- ・**発見**：グッドデザイン賞の審査を通じて、現在の社会におけるクオリティスタンダードや、次なる社会への可能性を発見する活動。
- ・**共有**：グッドデザイン賞を発表・顕彰し、受賞者とともに発見を広く社会へと訴求する活動。
- ・**創造**：共有された発見から、新たな創造への気づきを導き、次なるクオリティスタンダードの糧へとつなげる活動。
- ・グッドデザイン賞の成果を通じて、国際社会の発展に寄与する活動。

## 4 グッドデザイン賞への応募

グッドデザイン賞は、応募者からの応募に基づき実施されます。応募受付期間の詳細は、「グッドデザイン賞応募要領」に定めます。

## 5 審査委員会

主催者は、グッドデザイン賞の趣旨を理解し豊富なデザイン経験等を有する有識者からなるグッドデザイン賞審査委員会を設置し、審査を託します。審査委員会はすべての賞を確定する権限を有します。

審査委員会は、審査委員長、審査副委員長がこれを統括し、審査を実施します。

審査委員はグッドデザイン賞のウェブサイト等に記載します。

## 6 「グッドデザイン賞」の審査及び「グッドデザイン・ベスト100」の選出

「グッドデザイン賞」の審査は、応募者から提示された情報をもとに行う「一次審査」と、応募対象の現品等をもとに行う「二次審査」によって実施します。二次審査を通過し主催者による発表を経て、応募対象は「グッドデザイン賞受賞」となり、応募者は受賞者となります。また、グッドデザイン賞を受賞した全ての対象（以下「受賞対象」）の中で、これからの生活・産業・社会を導き、明日を拓き得る優れたデザインを「グッドデザイン・ベスト100」として選出します。

## 7 グッドデザイン特別賞の構成

「グッドデザイン・ベスト100」に選出された受賞対象の中から特に優れているものに、下記の「グッドデザイン特別賞」を贈呈します。なお、賞の名称等については変更する場合があります。また、下記以外の賞を新設する場合があります。

### グッドデザイン大賞

当該年度に選ばれたすべてのグッドデザイン賞受賞対象の中で、最も優れたデザインと認めるもの

### グッドデザイン金賞

当該年度に選ばれたすべてのグッドデザイン賞受賞対象の中で、特に優れたデザインと認めるもの

### グッドフォーカス賞 [新ビジネスデザイン]

当該年度に選ばれたすべてのグッドデザイン賞受賞対象の中で、新たなビジネスモデルや新産業の創出、イノベーションの促進に寄与する優れたデザインとして特に認めるもの

### グッドフォーカス賞 [技術・伝承デザイン]

当該年度に選ばれた中小企業のグッドデザイン賞受賞対象の中で、高度な技術や技能によって実現された、特に優れたデザインと認めるもの

### グッドフォーカス賞 [地域社会デザイン]

当該年度に選ばれたすべてのグッドデザイン賞受賞対象の中で、地域社会の持続的発展や経済の活性化に特に寄与するデザインと認めるもの

### グッドフォーカス賞 [防災・復興デザイン]

当該年度に選ばれたすべてのグッドデザイン賞受賞対象の中で、自然災害への防備または自然災害による被害からの復興に寄与する優れたデザインとして特に認めるもの

なお、各表彰主体から以下の賞が贈賞されることがあります。

内閣総理大臣賞：グッドデザイン大賞に選出されたもの

経済産業大臣賞：グッドデザイン金賞に選出されたもののうち、我が国の経済の発展に寄与すると特に認めるもの

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官賞：グッドフォーカス賞 [新ビジネスデザイン]に選出されたもの

中小企業庁長官賞：グッドフォーカス賞 [技術・伝承デザイン]に選出されたもの

日本商工会議所会頭賞：グッドフォーカス賞 [地域社会デザイン]に選出されたもの

## 8 グッドデザイン特別賞の審査

主催者は「グッドデザイン・ベスト100 プレゼンテーション審査」を含む「特別賞審査会」を実施します。特別賞審査会は、グッドデザイン賞の理念に照らし、「グッドデザイン・ベスト100」の中から「グッドデザイン特別賞」を選出します。

## 9 「グッドデザイン賞」、「グッドデザイン・ベスト100」、「グッドデザイン特別賞」の発表

主催者は、当該年度の「グッドデザイン賞」、「グッドデザイン・ベスト100」、「グッドデザイン特別賞」を受賞発表日に公表します。当日はプレスリリースを行うとともに、グッドデザイン賞のウェブサイトを通じて受賞結果を公開します。受賞者は、この発表日をもって受賞結果を公表することができます。

## 10 グッドデザイン賞受賞展「グッドデザインエキシビション」の開催

主催者は、全てのグッドデザイン賞受賞対象を広く社会に向けて紹介するグッドデザイン賞受賞展「グッドデザインエキシビション」を開催します。

全ての受賞者は、この展示会に受賞対象を出展することとします。

詳細は、「グッドデザイン賞受賞展開催要領」に定めます。

## 11 グッドデザイン賞の表彰

主催者は、全てのグッドデザイン賞受賞対象に表彰状を贈呈します。

## 12 グッドデザイン賞受賞年鑑の発刊

主催者は、全てのグッドデザイン賞受賞対象を収録した受賞年鑑を、当該年度末に発刊します。

## 13 グッドデザイン賞の広報活動

主催者は受賞対象を通じて生活者、産業界へデザインへの理解を深める広報活動や、受賞対象の販路拡大等を支援する活動を幅広く展開します。

## 14 「Gマーク」の使用

グッドデザイン賞受賞対象は、受賞の証である商標「Gマーク」を使用して広報活動や販売促進活動を展開することができます。

詳細は、「Gマーク使用要領」に定めます。

## 15 グッドデザイン賞にかかる費用

応募者は「グッドデザイン賞応募要領」「グッドデザイン賞受賞展開催要領」及び「Gマーク使用要領」に定める費用を負担します。

## 16 情報の公開

主催者は、グッドデザイン賞の応募者から提供された情報のうち予め指定する情報を、グッドデザイン賞の広報のために使用することがあります。また審査終了後、全ての受賞対象について「優れている理由」を公開するとともに、審査内容についての応募者の理解を深めるため、主催者は審査委員会の協力の下、審査総評、分野別の審査報告会等により、審査において評価した点など、総体としての審査の考え方や状況の公開に努めます。

ただし、主催者と審査委員会は、受賞に至らなかった対象を含め、上記の範囲を超えた個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。

詳細は、「グッドデザイン賞応募要領」に定めます。

## 17 応募対象情報の守秘義務

主催者、審査委員及び審査会等業務の関係者は、応募対象についての非公開情報や審査等を通じて得られた秘密情報について守秘義務を負います。

## 18 応募者の責任に帰する事項

グッドデザイン賞の応募対象に関する意匠権等の知的財産権、品質、性能、安全性等の要件及びその販売、施工等に関して生じた問題の責任については、応募者が負うものとし、主催者はその一切の責任を負いません。グッドデザイン賞への応募により、応募者、受賞者あるいはその他の第三者の間で生じた紛争については、主催者はその一切の責任を負いません。

## 19 応募の取り下げ及び失格

応募者は、応募の確定後であっても、「グッドデザイン賞応募要領」に定める期限までは応募を取り下げることができます。

なお、応募者が「グッドデザイン賞開催要綱」及び「グッドデザイン賞応募要領」に定める事項に違反した場合、主催者はその応募を失格とします。

## 20 受賞の取り消し

「グッドデザイン賞」及び「グッドデザイン特別賞」の受賞者が、受賞発表後に「グッドデザイン賞開催要綱」「グッドデザイン賞応募要領」「グッドデザイン賞受賞展開催要領」及び「Gマーク使用要領」に定める事項に違反した場合、主催者はその受賞を取り消すことができます。

また、「グッドデザイン賞」及び「グッドデザイン特別賞」の受賞対象について、下記のような事実が判明した場合、主催者はその受賞を取り消すことができます。

- a) 受賞対象が、その機能的欠陥等から社会的に著しい損害を与えた場合。
- b) 受賞対象が、他者の意匠権等の知的財産権を侵害していると公に認められた場合。
- c) 受賞者及び受賞対象に暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等が関連している場合。

## 21 主催ならびに後援

主催：公益財団法人日本デザイン振興会

後援は、本事業に賛同する省庁・団体等から各年度得ることとします。詳細はグッドデザイン賞のウェブサイト等に記載します。

## 22 国際連携

グッドデザイン賞は、世界各国・地域のデザイン賞との制度連携を通じて、各地のデザインの向上を図る活動に取り組んでいます。国際連携の詳細についてはグッドデザイン賞のウェブサイトに記載します。

## 附則

1. この要綱は令和7(2025)年4月1日より施行する。
2. この要綱は振興会が必要と認めた場合に改定する。